

## ○上尾市補助金等交付規則

昭和 54 年 3 月 30 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する市長の権限等に関し基本的事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者(個人又は団体)に対して交付する補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(市長の指定するものを除く。)をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助金等の交付を受けて補助事業等を行う者をいう。

(補助事業者の責務)

第 3 条 補助事業者は、法令、条例、規則等及びこれらの規定に基づく市長の命令並びに補助金等の交付の目的に従って、誠実かつ効果的に補助事業等を行うようにしなければならない。

(補助金等の交付)

第 4 条 補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 工事の執行にあつては実施設計書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付する補助金等の財源の全部又は一部を国、県支出金その他特定収入に求める場合にあつては、当該収入が確定した後でなければ前項の決定をしてはならない。

3 市長は、第1項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

4 市長は、第1項の審査及び調査の結果により補助金等を交付することが不適当と認めるときは、速やかに当該申請者に対してその旨を通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付を決定する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付を申請した者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

第 10 条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更、中止(廃止)申請書(第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の命令)

第 12 条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を行うべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、市長が指定する期日までに、補助事業等実績報告書(第 4 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。第 10 条第 1 項の規定により中止又は廃止の承認をした場合も同様とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書、領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(第 5 号様式)により当該補助事業者に対し、通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について、準用する。

(補助金等の交付時期)

第 16 条 補助金等は、第 14 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第 6 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付手続の特例)

第 17 条 市長は、補助金等の交付の目的、補助事業等の内容その他の事由により、当該補助金等の交付手続が第 5 条から前条までの規定によりがたいと認めるときは、別に定めるところにより補助金等を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前 2 号のほか、補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後についても適用する。

3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助

金等が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金等返還命令書(第7号様式)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例により、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者は、第18条第1項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまでに順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(関係書類の整備)

第 22 条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の支出を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

第 23 条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員に関係帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第 24 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、なお従前の例による。

附 則(平成3年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第16号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。